

契約書（物品供給）

1 物件

品名	形式・寸法	数量

2 納入場所

3 納入期限

4 契約金額

円
〔 うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 円 〕

上記の物品供給について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

() 年 月 日

住 所 足利市本城三丁目2145番地

発注者

足利市

氏 名 市長 早川 尚秀

住 所 足利市

受注者

氏 名 (株)

代表取締役

(検査)

第1条 受注者は、物品を納入するときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、納入の検査を実施しなければならない。

(引渡)

第2条 前条第2項の場合において受注者は、検査に合格したときは、当該物品を直ちに発注者へ引き渡さなければならない。

(代金の支払)

第3条 受注者は、第1条第2項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(納期の延期)

第4条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(違約金)

第5条 受注者は、受注者の責により物件を納入期限までに納入しなかったときは、違約金として当該納期の翌日から納入をする日までの期間の日数に応じ、売買代金の額について政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第6条 発注者の責めに帰すべき事由により、契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未払金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第7条 発注者の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求及び契約解除の行使については、民法の規定による。

(契約の解除)

第8条 受注者がその責めに帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、発注者は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、協議して定めるものとする。